

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

第2準備書面

2024（令和6）年12月23日

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

水野幹男

北村栄

新海聡



第1 原告の主張の整理

1 はじめに

請求の原因「第3 国家賠償請求（原告に対する昇格・昇給差別の違憲・違法性）」に対する被告の答弁に関連し、原告は、後述のとおり求釈明を行うものであるが、その前提として、請求の原因のうちの上記部分の主張を、以下のとおり、整理する。

2 被告の主張の骨子

被告の主張は、要は、原告が平成26年4月1日（39期の同期が判事任命後17年目にあたる）に3号に昇進したこと、そして、その後現在（39期の同期が判事任命後27年目にあたる）に至るまで3号にとどまっていることは、いずれも「（原告の）経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮

して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定され」たものであり、端的に言えば「原告の3号という報酬の号は、原告が担っている職責に見合うものである。」というものである。

3 昇格・昇給の著しい格差

上記の「原告が担っている職責」は「原告が担っている担当職務（ポスト）における職責」と読み替えることができよう。

では、判事の担当職務等の取扱はどのようになっているかと言うと、乙第4号証によると、第2の2「判事の担当職務等」では、地方裁判所・家庭裁判所の部総括に指名されるのが、大体、判事任命後10年目前後くらいから、所長への任命は、判事任命後20年経過後くらいから、高等裁判所部総括も経験年数はほぼ所長に準じるが、所長経験を経て任命される例が多い。」とされている。

そして、実際に、上記の説明通り、原告（と年齢が一番若い一人）を除く39期の現職裁判官全員が所長以上のポストについており（訴状添付の別紙「司法修習39期以上で現職の裁判官一覧表」）、しかも、高等裁判所部総括裁判官、地方裁判所・家庭裁判所の所長には40期以降の判事も多く任命されているのである。しかし、原告は、未だに津地方裁判所部総括（しかも異例の4年目の勤務）である（訴状12、13頁）（なお、訴状添付の別紙「司法修習39期以上で現職の裁判官一覧表」記載のうち太田晃詳判事は、同表の基準時である令和6年6月の前月に千葉家裁所長から東京高裁部総括に栄転していることが判明したので、訂正をする。また、同期の現職のうち最後に残っていた大野和明判事が、その後に名古屋高裁金沢支部長に栄転したことは原告第1準備書面で言及した通りである。）。

ポストは報酬の号と関連しているところ（「原告の3号という報酬の号は、原告が担っている職責に見合うものである。」との被告の主張からも窺われるところである。）、裁判官の号別在職状況からみても、原告と同期の

現職裁判官のほぼ全員が判事 1 号に昇給していると推認され、40 期以降の判事 265 人程度が判事 2 号以上に昇給していると思われるのである。しかし、原告は、10 年間昇給がなく 3 号に据え置かれたままなのである（訴状 13 ページ）。

原告が問題にしているのは、これらの昇格・昇給の著しい格差という事実なのである。

少々の格差ならば提訴はしない。しかし、著しい格差が明らかに存在するのである。

しかるに、被告は、この著しい格差の存在について、「本件と関連しないため、認否の要を認めない。」として認否を回避している。

被告の主張の骨子は、昇給に関する一般的運用を挙げているだけであり、原告における著しい格差を正当化する根拠とはならない。

4 格差の合理的根拠の不存在

昇格・昇給において大きな（本件の場合は著しいと言える）格差がある場合、その合理的根拠がなければ、その格差は違法な差別となる。

しかし、「裁判官の人事評価に関する規則」に基づいて原告に開示された評価書では、格差の合理的根拠となるべき低い評価とはなっていない。

となると、著しい格差は、訴状に記載したように、原告の日本裁判官ネットワーク、ブログ、岡口裁判官証言、出版等の活動に対する意図的な差別意思を持った違法な処遇であるとしか考えようがない。

5 「裁判官の人事評価に関する規則」第 1 条にも反すること

「裁判官の人事評価に関する規則」第 1 条では、裁判官の人事評価の目的について、「裁判所の公正な人事の基礎とするとともに、裁判官の能力の主体的な向上に資するために、判事、判事補及び簡易裁判所判事について、人事評価を行う。」としている。

著しい格差が存在しながら、その合理的な根拠がないのであれば、明らか

にこの第1条に反する。

著しい格差があるにも関わらず、その格差について認否を避け、昇給に関する処遇についての運用を挙げるに過ぎないようでは、「裁判所の公正な人事」や「裁判官の主体的な向上」に資するどころか、それらを自ら否定することになる。

第2 以上を踏まえての求釈明

1 被告が認否を回避した部分についての求釈明

(1) 被告による認否の回避

上述の通り、被告は、請求の原因「第3 国家賠償請求（原告に対する昇格・昇給差別の違憲・違法性）」の「1 昇格差別」及び「2 昇給差別」のうち原告自身の経歴・昇給を除く部分について、「判事3号以上への昇給については、司法修習の同期の者がおおむね同時期に昇給するものではなく、また、単に経験年数を重ねれば昇給するものではない。」（答弁書第4の2(4)）との理由により、「本件と関連しないため、認否の要を認めない。」としている（答弁書第2の3(1)）。

被告が上述の部分で認否すれば、請求の原因を認めるか、あるいは請求の原因に誤りの部分があるとしても、正しい数字を指摘せざるを得ない。いずれにしても、昇格昇給において原告に明確な格差があることを被告自身が認めることになる。そのため、被告は「認否の要を認めない。」などと強弁して、認否を避けているのである。

(2) 被告による認否の回避が不当であること

しかし、被告が認否を回避した上述の部分は、まさに明確な格差の存在を原告が具体的に説明している部分である。すなわち、本件の結論に強い関連性を有している重要な部分なのである。よって、被告による認否の回避は許されない。

(3) あらためて被告による認否を求めること

以上の理由により、原告は、被告に対して、請求の原因「第3 国家賠償請求（原告に対する昇格・昇給差別の違憲・違法性）」の「1 昇格差別」及び「2 昇給差別」の全部について認否を行うようあらためて求める。

2 職権行使の独立に対する給与面からの担保に関する求釈明

(1) 被告の説明

被告は、裁判官の昇給について、「司法修習を終了して判事補に任命された後、約20年間、判事4号までは、職権行使の独立を給与面からも担保する必要があることなどから、司法修習の同期の者はおおむね同時期に昇給する運用としている。他方、司法修習を終了して判事補に任命されてから約20年を過ぎた後、判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定されることとなる（括弧内は略）。」（答弁書9頁25行目～10頁6行目）と説明している。

(2) 求釈明

この被告の説明によると、判事補に任命された後の約20年間は職権行使の独立を給与面から担保しているが、約20年を過ぎると、少なくとも給与面からは職権行使の独立を担保しないことになる。このように約20年をすぎると給与面からは職権行使の独立を担保しなくなる理由について、具体的な説明を求める。

3 各高等裁判所から最高裁判所に伝えられる「意見」に関する求釈明

(1) 最高裁判所が各高等裁判所の意見を聞くこと

上述の裁判官の昇給についての被告の説明によると、「判事3号以上への昇給については、（中略）各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定される」とのことである。

(2) 求釈明

この各高等裁判所から最高裁判所に伝えられる「意見」に関して、下記の事項についての説明を求める。

① 伝達手段

各高等裁判所から最高裁判所への「意見」の伝達手段は何か（口頭、書面の送付、電子メール、その他の電磁的方法などの別）。

② 「意見」が付される対象となる裁判官

各高等裁判所の「意見」が付される対象となる裁判官はどの範囲の者か（４号から２号までの全ての裁判官か、それともその中の一部の裁判官か）。

一部の裁判官である場合、意見を付する裁判官の総人数があらかじめ決めているのか。また、その一部の裁判官を選定する具体的な方法は何か。

③ 「意見」の内容

「意見」の内容に関しては、あらかじめ決められた項目はあるのか、ある場合には、その具体的な項目の名称及び各項目に記載される内容の概要についても説明を求める。

４ 原告自身の評価についての求釈明

被告は、原告自身の評価についても「その経験年数のほか、地方裁判所の部総括というポストを務めることとなったことや、勤務状況等を考慮して、平成２６年４月１日に判事３号に昇給する決定をしている」「判事３号という報酬の号は、原告が担っている職責に見合うものである」などと抽象的に述べるのみである（答弁書１１頁１１行目～同頁２０行目）。これでは具体的にどのような評価がなされたのか全く分からず、原告自身の評価について主張したとは到底言えない。

そこで、「経験年数」「ポスト」「勤務状況等」に関して、下記のとおり説明を求める。

① 「ポスト」について

原告は、津地裁本庁唯一の民事部総括を4年間務めているが、このポストは判事3号に相当し、判事2号以上になることはあり得ないポストであるという主張と理解してよいのか。

また、そうであるとする、東京地裁をはじめとして、津地裁を含む全50地裁本庁の民事部総括のポストの間には、序列が存在するという意味と理解してよいのか。序列が存在するというのであれば、その序列を具体的に明示されたい。

② 「勤務状況」について

毎年作成される裁判官人事評価書のほかに、原告の勤務状況に関して何らかの記載をした公文書が存在するのか。

もし、存在するのであれば、裁判官人事評価書を含めて、その公文書の全部の開示を求める。

③ 「等」について

ア 「等」とは、原告の場合、具体的に何を指すのか、明確にされたい。

イ また、昭和45年4月9日、最高裁は岸盛一事務総長名で「裁判官は（中略）政治的色彩を帯びる団体に加入することは慎むべきである。以上は最高裁判所の公式見解である。」との内容の談話を発表した（甲2）。

そして、上記の「政治的色彩を帯びる団体」について、昭和46年5月21日に行われた衆議院法務委員会において最高裁判所長官代理者として矢口洪一（後の最高裁判所長官）は「岸総長談話自体の中には何とも書いてございませんが、今日の時点で考えました場合に、青法協はあの中にいう「政治的色彩を帯びた団体」というものに含まれてまいるものと考えております。」と答弁した（甲3）。

このように、裁判官が青年法律家協会に加入することは慎むべきであ

るとの見解を最高裁が公式に発表したという歴史的事実があるが、この見解は現在も維持されているのか。そのような団体の会員であることは裁判官の昇格昇給の決定に際して考慮されているのか、説明を求める。

以上